

2008年9月30日
郵便事業株式会社

年賀葉書及びかもめ～るの交換制度の改善

郵便事業株式会社（東京都千代田区、代表取締役会長 CEO 北村憲雄）は、お客さまのニーズに基づき年賀葉書及びかもめ～るの交換制度を改善するため、平成20年9月11日（木）に総務大臣及び国土交通大臣に内国郵便約款の変更認可申請を行い、同年9月30日（火）に総務大臣及び国土交通大臣から認可を受けましたので、お知らせいたします。

1 改善内容

(1) 概要

現在、年賀葉書及びかもめ～るの種類を間違えて購入された場合などに他の種類に交換する際には料額印面に表された金額により交換していますが、今回の改善により販売額により交換することとします。

(2) 対象

再販売可能な年賀葉書及びかもめ～る（注）

（注1）： 印刷済みの場合は、再販売できないため従来どおり料額印面に表された金額での交換となります。

（注2）： エコ葉書及び四面連刷は対象外となります。また、インクジェット写真用は表面が柔らかく指紋などが付きやすいため、販売時のパックを開封していないもののみ対象となります。

【主な改善例】

例1 寄附金付（販売額55円）1枚を誤購入し、無地（販売額50円）1枚に交換する場合

| 変更前 | 変更後 |
|---|--|
| 寄附金付の料額印面に表された金額（50円）と無地の料額印面に表された金額（50円）が等しいため、そのまま交換。 | 寄附金付の販売額（55円）と無地の販売額（50円）との差額分の5円分の郵便切手をお渡し。 |

例2 寄附金付（販売額55円）1枚を誤購入し、インクジェット写真用（販売額60円）1枚に交換する場合

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| 寄附金付の料額印面に表された金額（50円）とインクジェット写真用の販売額（60円）との差額分の10円が必要。 | 寄附金付の販売額（55円）とインクジェット写真用の販売額（60円）との差額分の5円が必要。 |

例3 年賀葉書を購入後、服喪のため使用できなくなった寄附金付（販売額55円）
10枚を、弔事用普通切手（50円）に交換する場合

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| 寄附金付の料額印面に表された金額（50円）と弔事用普通切手（50円）の料額が等しいため、寄附金付10枚を弔事用普通切手10枚にそのまま交換。 | 寄附金付10枚の販売額（550円）で弔事用普通切手（1枚50円）との交換ができるため弔事用普通切手11枚（550円）をお渡し。 |

2 実施日

平成20年10月30日（木）

3 その他

- (1) 郵便局等に大量の枚数の交換葉書をご提出いただいた場合には、数量計算等に時間が生じるため、計算終了後にご連絡させていただきますので、その際には、お客さまの住所・氏名・電話番号等のご記入をお願いいたします。
- (2) お受けする葉書の販売額の総額がお渡しする葉書の販売額の総額を超える場合は、その差額分をご希望の交換可能な切手類でお渡しします。

以上